

個人情報保護法の改正を踏まえた生命・医学系指針等の見直しについて

令和3年10月

- 令和2、3年改正個人情報保護法を踏まえた関係指針の見直しについて、以下の方針を進めることとする。

I. 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針について

- 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議※において、別添資料1「令和2年・3年改正個人情報保護法を踏まえた指針の見直しについて（取りまとめ）」のとおり、令和2年及び令和3年に行われた個人情報保護法の改正を踏まえた生命・医学系指針の見直しの方向性を取りまとめたところ。

※「人を対象とする医学系研究等の生命倫理に関する専門委員会」（文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会）、「医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」（厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会）、「遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」（厚生労働省厚生科学審議会再生医療等評価部会）及び「個人遺伝情報保護ワーキンググループ」（経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会）の合同開催。

- 同取りまとめに示された見直しの方向性を踏まえ、別添資料2「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部改正について（概要）（案）」について、パブリックコメントを実施する。
- また、生命・医学系指針の改正に係る今後の予定については、別添資料3「令和4年4月施行に向けた今後の予定」のとおり。

II. その他の指針について

- その他の関係指針については、上記の生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議の取りまとめ案を踏まえて、今後、各専門委員会において指針の見直しの検討を行う。